

50 歴代天皇の追号読法に関する件通牒

〔昭和十五年九月〕

官文二一八三号	定決裁	八月二十七日	文書課長	〔有原〕	送発	9月6日	起案者	〔清水〕
(注記1)								
昭和十五年七月二十七日 起案 総務掛								
文書課長 〔宮崎〕 事務官 〔金丸〕								
(注記2)								

大臣了

次官 〔菊池〕

〔注記3〕

〔香山〕

(下 札)

- 専門学務局長 〔水井〕 (宇野)〔本田〕
- 普通学務局長 〔中野〕 (伊藤)〔石丸〕
- 実業学務局長 〔関口〕 (西崎)〔田中〕
- 社会教育局長 〔田中〕 (高瀬)〔堀〕
- 図書局長 〔松尾〕 (松下)〔井上〕
- 宗教局長 〔阿原〕 (稲田)〔青戸〕
- 教育調査部長 〔安達〕 (加藤)〔内山〕 (増田)〔阿部〕
- 秘書課長 〔田中〕 (柴沼)
- 会計課長 〔藤野〕 (朝比奈)
- 教学局長官 〔藤野〕

天皇御追号ノ読法ニ関スル件

案ノ一

年九月五日

次官

各地方長官宛 〔加筆〕〔47〕

今般〔御〕歴代 天皇ノ御追号ノ読法ハ別冊ノ通御裁可被為在タル旨宮内大臣ヨリ通牒有之タルニ付右御了知ノ上速ニ周知徹底方可然御取計相成度殊ニ現行各種教科用図書並ニ其ノ他ノ図書中ニ奉掲シアル左記〔加筆〕 天皇ノ御追号ノ読法ニ関シテハ至急従来ノ読法ヲ改ムル様貴管下各学校及教化団体等ニ対シ御通達相成度此段依命通牒ス

記

- 第十八代 反正天皇
- 第二十三代 顕宗天皇
- 第四十三代 元明天皇
- 第九十九代 明正天皇

案ノ二

年九月五日

次官

- 各宛
- 直轄各部部长 〔加筆〕〔134〕
- 公立大学、高等学校及専門学校長 〔加筆〕〔145〕
- 当省所管各团体長 〔採選〕〔付40(38)〕
- 神仏各教宗派管長 〔加筆〕〔付70(69)〕
- 基督教重立者 〔加筆〕〔付40(23)〕

今般^(加筆)〔御〕歴代 天皇ノ御追号ノ読法ハ別冊ノ通御裁可被為在タル旨宮内大臣ヨリ通牒有之タルニ付右御了知ノ上速ニ周知徹底方可然御取計相成度此段依命通牒ス

案ノ三

年九月五日

文書課長

本省各局^(加筆)〔部〕課長宛^(加筆)〔14〕

今般^(加筆)〔御〕歴代 天皇ノ御追号ノ読法ハ別冊ノ通御裁可被為在タル旨宮内大臣ヨリ通牒有之タルニ付右御了知ノ上速ニ周知徹底方可然御取計相成様致度

發送上ノ注意

一 天皇御追号ノ文字及振仮名ノ読合セハ慎重ニシテ万遺漏ナキヲ期スルコト

(注記6)

号	月 日	文書課長	送発	月 日	起案者	印
定決裁						印

昭和十五年七月十九日起案

図書局長^(松尾) 印

編修課長^(井上) 印

発行課長^(松本) 印

次官

天皇御追号ノ読法ニ関スル件

案

年 月 日

地方長官宛

次官

今般天皇御追号ノ読法ニ関シ宮内大臣ヨリ通牒有之候ニ付小学校教科書ハ勿論其ノ他ノ教科書中ニ奉掲セル左記四天皇ノ御追号ノ読法ニ関シテハ左〔記ニ依〕^(抹消)〔ノ通〕^(加筆)リ訂正ノ上教授方貴管下各学校ニ対シ通達方可然御取計相成度及通牒候

記

現行教科書ノ読法 訂正読法

第十八代	反正天皇	ハンシヤウ天皇	ハンゼイ天皇
第二十三代	顕宗天皇	ケンソウ天皇	ケンゾウ天皇
第四十三代	元明天皇	ゲンミヤウ天皇	ゲンメイ天皇
第九十九代	明正天皇	ミヤウシヤウ天皇	メイシヤウ天皇

以上

(注記7)

官函二〇号	定決裁	文書課長	送発	月 日	起案者	印
	七月十八日					印

昭和十五年七月十五日起案

図書局長^(松尾) 印

発行課長^(松本) 印

編修課長^(井上) 印

修身
 国史
 国語
 図書監修官^(中村) 印
 加藤^(松本) 印

大臣了

次官^(赤間) 印

印^(宮城)

各局長 (中野) (田中) (阿原)

秘書課長 (田中)

文書課長 (宮崎)

政務次官了

参与官了

今般天皇御追号ノ読法ニ関シ宮内大臣ヨリ別冊ノ通牒有之候
ニ付不取敢供関候

備考

教科書ニ関シテハ追テ地方長官ニ対シ訂正通牒ノ予定ニ有
之候

昭和十五年七月十三日。

宮内省飛鳥井事務官持参。

同氏ノ談ニ依レバ内閣 (総務課) ニモ通牒セリトノコト
ナリ。従テ本件ヲ外部ニ通達ノ際ハ内閣ト事務的打合せ
ヲ要スベシ

図書局長

(名刺)

図書寮庶務課長兼図書課長

宮内事務官

飛鳥井雅信

宮内大臣官房 秘書課 宮発第三三八号

昭和十五年七月十二日

宮内大臣 松平恒雄 印

文部大臣 松浦鎮次郎殿

今般天皇御追号ノ読法ハ之ヲ別冊ノ通相定ムルコトニ御裁可被
為在候条此段及通牒候也

(封筒表)

文部大臣 松浦鎮次郎殿

宮内大臣官房 秘書課 宮発第三三八号

(封筒裏)

宮内大臣 松平恒雄

(注記1)

「大至急」

(注記2)

「監8」

(注記3)

「記録掛／17・11・7／受領」

(注記 4)

「回付月日／八月十日／会計」

(注記 5)

「四二二(簿冊内件名番号)」

(注記 6)

「廃案」

(注記 7)

「秘」

(下札)

〔中山〕種別 い〔抹消〕二／聯繫／登録追加／件名 各地方長官宛通牒 御歴代天皇ノ御追号ノ詠法ニ関スル件ノ番号 官文二八三ノ

結了年月日 昭二五 九 六／保存年限／枚数 一

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省② 3A, 30-5, 1045